

社会保険の話(8)

介護保険その3

社会保険労務士 萩原米雄

前回に続き介護保険について話を進めていきます。

Q 1 介護認定されたらどうしたらよいのですか？

A 介護認定されたらケアプラン(利用するサービスの種類や頻度を決めた利用計画書)を作成しなければなりません。ケアプランは、要介護(1～5)の方が対象となり、居宅介護支援事業所等に所属しているケアマネジャーが作成をします。また、要支援1、2の方については、介護予防ケアプランといって地域包括支援センターが作成します。それぞれのケアプランの作成及び介護サービスの実施については、

- ① ケアマネジャーが、利用者やその家族の現状を把握し、利用者やご家族の要望等を確認するためにアセスメントを実施
- ② ケアマネジャーがアセスメントに基づきケアプラン(案)を作成
- ③ 利用者やその家族がケアプラン(案)の説明を受け、同意すれば正式なケアプランの作成完了
- ④ ケアプランに基づく介護サービスの実施の流れとなります。

Q 2 ケアプランは自分で作成しても良いのでしょうか？

A セルフケアプランといって自作することもできます。しかしながら、手間がかかり専門的な知識も必要であることから、ほとんどの方が作成を依頼しています。また、ケアプランの作成は、介護保険給付の対象であり自己負担はありません。

Q 3 介護保険で受けられるサービスについて教えてください？

A 介護サービスには、介護給付(要介護1～5と認定された方が利用できるサービス)と予防給付(要支援1～2と認定された方が利用できるサービス)があり、認定のレベルに応じて給付の上限があります。認定レベルを確認の後、その範囲

内で利用してください。

介護サービスを大きく分けると次のとおりです。

- ① 介護サービスの利用にかかる相談、ケアプランの作成
- ② 自宅で受けられる家事援助等のサービス
(訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、 等)
- ③ 施設等に出かけて日帰りで行うデイサービス
(通所介護、通所リハビリ、認知症対応型通所介護、等)
- ④ 施設などで生活(宿泊)しながら、長期間又は短期間受けられるサービス
(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、ショートステイ 等)
- ⑤ 訪問・通い・宿泊を組み合わせて受けられるサービス
(小規模多機能型居宅介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護 等))
- ⑥ 福祉用具の利用にかかるサービス
(車いす、特殊寝台等13品目、入浴補助用具等5品目)

Q 4 一度介護認定されたら更新はないのですか？

A 介護認定の有効期間は、原則として12か月(初回更新の場合は6か月)です。介護認定の有効期間は、自動的に更新されません。有効期間が過ぎても更新の申請を行わないと、保険が適用されませんので、費用の全額が自己負担になります。介護認定の更新手続きを忘れないようにしてください。市町村によっては認定更新の2か月前に案内があります。なお、更新手続きは

- ① 更新申請の受付は期限の60日前からです。
- ② 更新申請に必要なものは、初回の申請と同様です。

※ 有効期間については、延長の制度があり、2018年4月から上限が3年になっています。お住いの市町村で確認してください。